

○財務省告示第十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十三年十二月二十六日に発行した利付国債  
 の発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十四年一月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百八 十五回、第二百八十七回、第二 百九十回、第二百九十一回、第 三百二回、第三百四回、第三百 六回及び第三百十二回）及び利 付国庫債券（二十年）（第五十六 回、第五十八回、第六十回、第 六十九回、第七十回、第七十一 回、第七十六回、第七十三回、第 七十五回、第七十八回、第八十 回、第八十一回、第八十八回、 第九十一回及び第九十三回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			



十四 利 子

償還期限 償還金額 入札の基 準とする 各発行の 象国債の

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、式に各支払期において、次の式に於て、算出した金額を支払うに当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額} \times \text{年} \times \frac{\text{年} - \text{年} + 1}{\text{年}}}{\text{各発行対象国債の利率} \div 100 \times \text{年}}$$

(別表のとおり) 額面金額(円につき百円) 平成二十三年十二月二十日 日本証券業協会が発した公債の平均値 店頭売買各発行対象国債の平均値

（利付） （第十三年） （百十二） （回） （国庫債券）	（利付） （第十三年） （百六） （回） （国庫債券）	（利付） （第十三年） （百四） （回） （国庫債券）	（利付） （第十三年） （百二） （回） （国庫債券）	（利付） （第十一年） （百九） （回） （国庫債券）	（利付） （第十一年） （百九） （回） （国庫債券）	（利付） （第十一年） （百八） （回） （国庫債券）	（利付） （第十一年） （百八） （回） （国庫債券）	名称及び記号
一・二%	一・四%	一・三%	一・四%	一・三%	一・四%	一・九%	一・七%	利率（年）
平成十年 十月二十二日	平成九年 三月二十二日	平成九年 三月二十一日	平成六年 三月二十一日	平成三年 三月二十一日	平成三年 三月二十一日	平成六年 二月二十九日	平成三年 二月二十九日	償還期限
十九億円	二百七十一億円	八十九億円	二百五十五億円	百十五億円	百一億円	百十四億円	千五百十三億円	（発行額） （額面金額）

十八 元利金支 日本銀行の単利回りとする。

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十三年十二月二十六日

（別表）

（（利 第二付 八十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 回）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 回 券 ）
二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	二 ・ 一 %	一 ・ 四 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %
日年平 六成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 九成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二三月 二十六	日年平 六成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	十年平 日十成 二三月 二十四	日年平 九成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四
三 十 八 億 円	一 億 円	五 億 円	十 億 円	百 十 三 億 円	百 七 億 円	十 五 億 円	億二 百三 十七	円百 二十七 億	四 十九 億 円	三 十六 億 円	十 五 億 円

（（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 一）債 回 券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %
日 年 平 三 成 月 三 二 十 十 九	日 年 平 九 成 月 三 二 十 十 八
八 十 九 億 円	円 百 三 十 五 億